

草津市立クリーンセンター更新整備事業に
係る環境影響評価準備書

—意見書およびこれに対する事業者の見解書—

見解書

事業名：草津市立クリーンセンター更新整備事業

事業者：草津市

「草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価準備書」に対する住民意見と事業者の見解は次のとおりです。（環境保全の見地からの意見3件、環境保全の見地以外の意見1件）

《環境保全の見地からの意見》

No	住民意見	事業者の見解
1	<p>事業計画の中にゴミ収集車（パッカー車等）の洗車施設がないようなので新規事業の中に取り入れてもらいたい。当然その汚水処理は適正に行うようにしてください。（使用する水は処理水でもよい）</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・パッカー車等の内側に付着したゴミ、生ゴミ液を確実に処理施設で受け入れるようにするため。・ゴミの適切な管理を行うため。・パッカー車等の悪臭対策や外部でのパッカー車等の洗車の汚水対策にもなる。・栗東クリーンセンターでは、洗車施設があると聞いている。	<p>草津市では、パッカー車等のごみ収集車両がごみを搬入した際には、ごみ投入後に、車体の内側に付着したごみやパッカー車のタンク内に溜まった生ゴミ液を、可能な限りごみピット内へ投入するよう指導し、投入物についてはクリーンセンターが適切に処理しています。</p> <p>また、収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じるよう、車両所有者に対して指導をしています。</p> <p>しかしながら、プラットホームでのごみ投入時に、ごみや生ゴミ液がパッカー車の外部に付着し、施設外へ臭気が拡散する恐れがあることから、新施設では、その場でごみ収集車両に付着した汚れを洗浄できる設備を整え、洗浄後の汚水は適切に処理する等の対策を講じる計画とします。</p>

2	<p>環境アセスメント説明会は理解できる内容でありましたが、心配されるのが大気汚染です。</p> <p>生まれ育った金勝の自然環境や地域の居住環境を守る観点から、更に金勝地域の観測地点の増設と年4回の観測回数では不十分と思われるので、回数を増やし一般住民にデータの開示をして頂きたい。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>施設供用時の煙突排ガスは、法令による排出基準値よりもさらに厳しい自主基準値を設定して排出すること、また、排ガス量を低減することにより、現状よりもさらに排ガスによる影響を減らす計画としています。</p> <p>また、発生源となる焼却炉からの排ガスを自動測定器にて監視することで、施設供用後の影響を十分に把握できると考えています。焼却炉からの排ガスを自動測定したデータは施設内の掲示板に示すとともに、整理結果については開示します。</p> <p>一方で、煙突排ガスの影響は、周辺住民の皆様に対して、最も御心配をお掛けする要素であることは理解しています。このため、新施設供用開始後に大気中のダイオキシン類の自主的な事後調査（モニタリング調査）を実施して、環境基準との比較および予測を超える環境影響が生じていないかについて確認する計画としています。</p> <p>事後調査地点は、大気質の現況調査を実施した全6地点のうち、事業予定地に近い3地点（馬場町会館、若草中央公園、青山小学校）を抽出しましたが、大気汚染が心配であるという御意見もふまえ、金勝地域に位置する関西電力変電所（現地調査を実施した地点）を事後調査地点に追加します。事後調査手法は、供用開始1年目に、環境影響評価実施計画書に基づき実施をした現地調査と同じく年4回（四季×1回、各回7日、）とし、結果についてホームページ等で公表します。</p>
---	--	--

<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・志津地区での説明会に参加しました。 ・現況調査地点、範囲は新施設中心にした概ね600m半径内にあるように思われます。そのため、岡本町町内会はほとんど調査範囲から外れています。（縮尺寸により円を書きました。） <p>新施設は、馬場町町内会の地先ですが、悪臭等（大気質）は馬場町町内会へ流れるだけでなく、風向きにより変化するものと思われまます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設からの雨水もすべて草津川へ流れるのではなく、側溝の水は伯母川へも流れるのではないかと思われまますので、今一度確認をお願いいたします。 ・今も定期的に継続されていると思われまますダイキン工場の問題もありますので、水質検査につきましても岡本町町内会は外れております。水は上から下へ流れますので、今一度ご検討ください。 	<p>環境影響評価の実施にあたり、事業予定地から1.6kmの範囲内の区域を環境影響評価の対象地域に設定しており、岡本町も環境影響評価を実施する地域に含んでいます。大気質の現況調査地点は、実施計画書に対する住民の皆様や、関係市長、滋賀県知事の御意見を踏まえて、事業予定地を中心とした東西南北を基本として、当該対象地域の代表地点として学校、公園等に地点を配置しました。</p> <p>大気質および悪臭の予測については、事業予定地における1年間の風向・風速の調査結果に基づき、環境影響評価の対象とした全ての地域において実施しました。</p> <p>既存施設と新施設予定地の雨水排水経路について再度確認をしたところ、既存施設の敷地からの雨水排水は伯母川へ流入していますが、新施設予定地の雨水放流予定である北側水路、南側水路は、いずれも草津川へ流れています。なお、特に工事中は、水量に係わらず確実に草津川へ放流するよう対策を講じる計画とします。</p> <p>水質への環境影響は、工事中の濁水等の流出を想定していますが、工事を実施する敷地内に濁水処理プラント等を設置することで、周辺への影響を可能な限り低減できると評価しました。</p> <p>なお、想定外の状況も考えられますので、工事期間中に放流水路において水質（濁水）の調査を実施し、濁水処理等の環境保全措置が適正であるか、予測を超える環境影響が生じていないかについて確認し、必要に応じて対策を講じる計画としています。</p>
----------	--	---

《環境保全の見地以外の意見》

No	住民意見	事業者の見解
1	<p>現在、大津市では「大田廃棄物最終処分場」に関して、同地区の自治連合会への補助金差し止めを求める裁判が行われており、二審判決で、大津市の補助金支出には十分な合理性があるとされました。草津市では適正に補助金（公金）支出が行われてきた事と思いますが、最高裁判決で大津市の補助金支出が違法ではないとされた場合、同様の施設がある地区によって、補助金が貰える貰えないの不公平が出るものと思いますが、「草津市立クリーンセンター」の周辺の住民、自治会、自治連合会などへの補助金支出はされますか？その理由、根拠も含めて解答願います。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の設置や運営に関しては、地元住民の理解と協力は必要不可欠です。これら理解と協力を得やすくするため、その施設が、周辺地域の生活環境保全上支障がないことは当然のことですが、それ以外にも地元住民への一定の配慮が必要と考えています。</p>